

第3章 今後の人権施策の課題



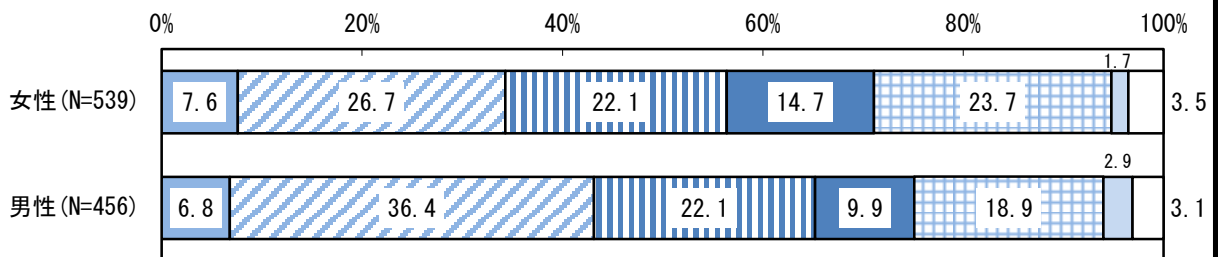
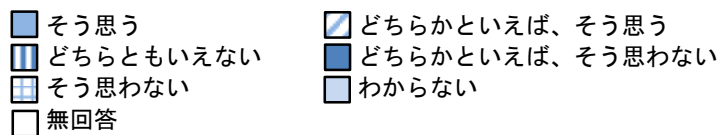
女性の人権

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などが制定され、平成27年(2015年)に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行される等、男女平等の原則が確立されつつあります。

しかし、今なお社会的・文化的につくられた性別(ジェンダー)の意識に基づく、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っており、働く場や政策方針を決定する場での女性の参画が進まないなど、さまざまな場で男女格差を生む原因となっています。

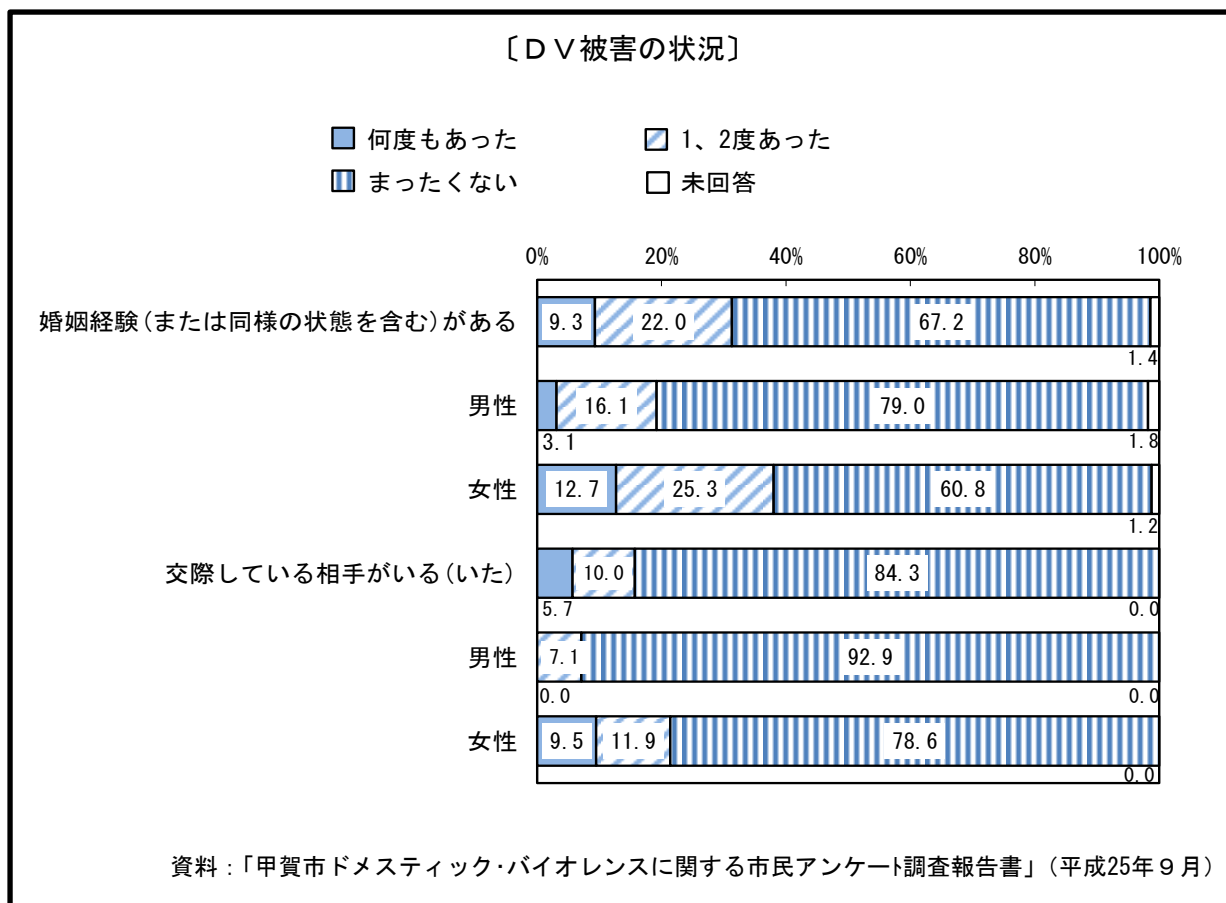
「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」という考え方について

女性は、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」をあわせた“そう思う”の割合が34.3%、「どちらかといえば、そう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が38.4%、男性では、“そう思う”の割合が43.2%、“そう思わない”の割合が28.8%となっています。



資料：「甲賀市男女共同参画社会づくりに関する市民・事業所意識調査報告書」(平成28年3月)

男女間における暴力では、平成25年(2013年)に、「ストーカー¹⁷行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が改正されています。被害者の多くが女性であるDV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)¹⁸、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)¹⁹、ストーカー行為などが深刻な問題となっています。



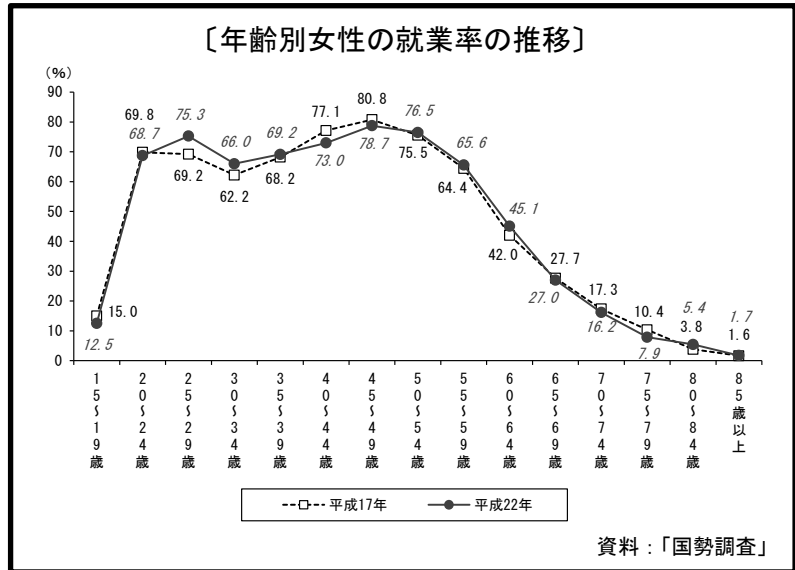
¹⁷ ストーカー：自分が一方的に関心を抱いた相手に、待ち伏せや尾行、メール、手紙、ファクス・電話などの行為を執拗に繰り返し、しつこくつきまとい行為を行う人物のこと。ストーカーの行う行為をストーキングという。

¹⁸ セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)：相手の意に反した、性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布など、さまざまなものが含まれる。特に、働く場においては、労働者の意に反する性的な言動により、労働条件で不利益を受けたり、就業環境が害されることをいう。

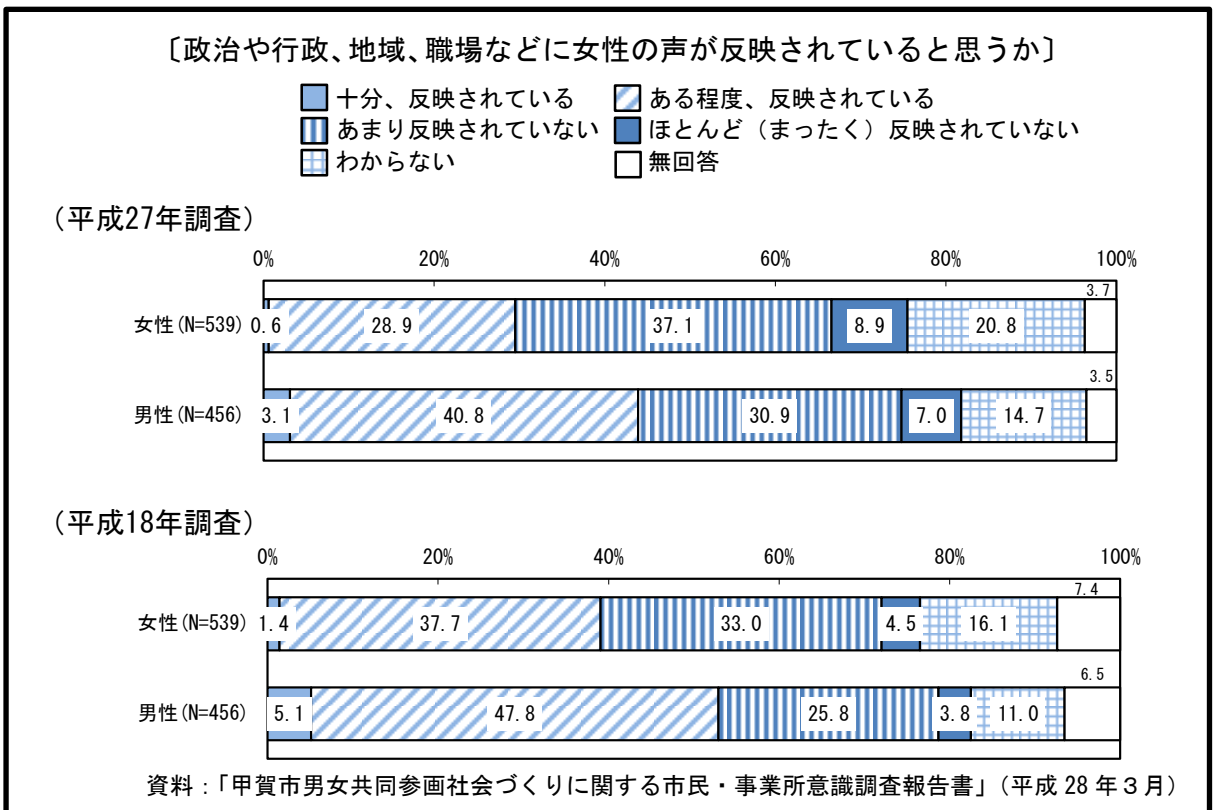
¹⁹ マタニティ・ハラスメント(マタハラ)：働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや、妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇、異動、減給、降格などの不利益な取扱いのこと。

本市では、平成20年（2008年）6月に「甲賀市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

少子高齢化や人口減少による労働力人口の減少、個人のライフスタイルの多様化など、地域や家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、女性を含めた多様な人材が活躍できる社会への変革が求められていることから、第1子出産を期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ²⁰の解消が必要です。

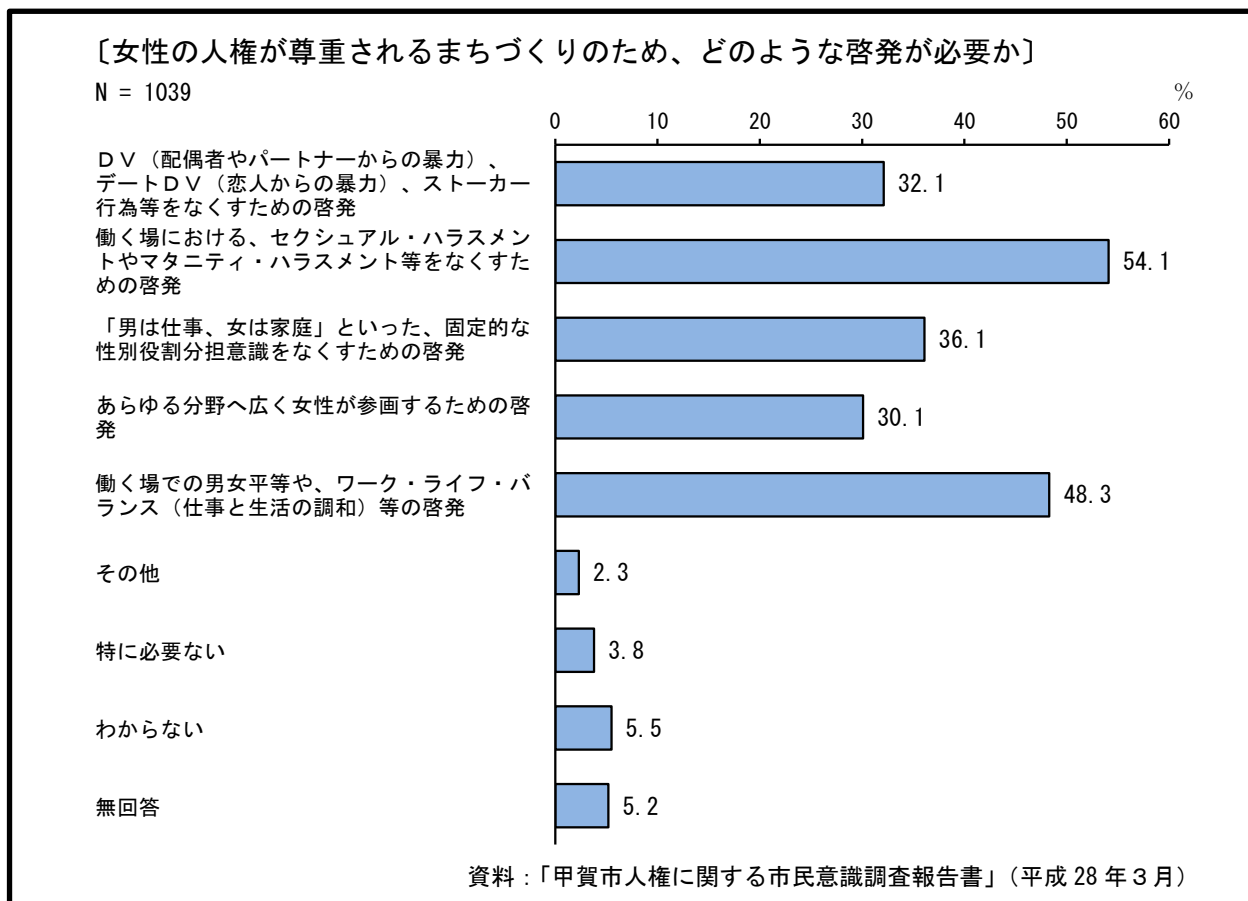


平成27年度(2015年度)に実施した「甲賀市男女共同参画社会づくりに関する市民・事業所意識調査」では、政治や行政、地域、職場などに女性の声が反映されていないと答えた割合が、平成18年(2006年)調査と比べ高くなっており、特に女性で反映されていないと答えた人の割合が高くなっています。



²⁰ M字カーブ：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

また、女性の人権が尊重されるまちづくりのために必要な啓発として、「働く場における、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等をなくすための啓発」が最も高く、次いで「働く場での男女平等や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）²¹等の啓発」となっており、働く場での女性に対する人権侵害についての取組やワーク・ライフ・バランスの実現、固定的な性的役割分担意識の解消を求める声が高くなっています。



このようなことから、職場における各種ハラスメントの周知・啓発による問題の排除、家庭と仕事の両立のための就労環境の整備や家事・育児や介護などにおける男女が対等に参画できる社会整備を、家庭、職場、地域が連携し、推進することが求められています。

²¹ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

【主な課題】

- ・さまざまな場での男女格差を生む固定的な性別役割分担意識の解消が必要である。
- ・DV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど男女間における暴力への対応が必要である。
- ・女性を含めた多様な人材が活躍できる社会の実現が必要である。



子どもの人権

子どもの人権については、昭和22年(1947年)に「児童福祉法」、昭和26年(1951年)には「児童憲章」が制定されるとともに、平成6年(1994年)には国連の「児童の権利に関する条約」を批准しました。

近年の少子化、核家族化の進行やひとり親家庭の増加等の家族形態の多様化、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォンの急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

これにあわせて、児童虐待、いじめ、不登校、体罰、子どもの貧困、薬物乱用、深夜の徘徊、児童買春や児童ポルノ等の性的搾取、デートDV²²、連れ去り事件など、子どもの権利に関わる深刻な問題が顕著化しています。

本市における児童虐待件数は、平成26年度(2014年度)までは、年々増加していましたが、平成27年度(2015年度)は、新規相談件数は横ばい状態となっています。平成27年度の児童虐待の種別では、ネグレクト²³(育児放棄等)が139件で最も多く、次いで身体的虐待が129件、心理的虐待が122件となっており、身体的虐待が増加傾向にあります。

〔児童虐待相談件数の推移〕

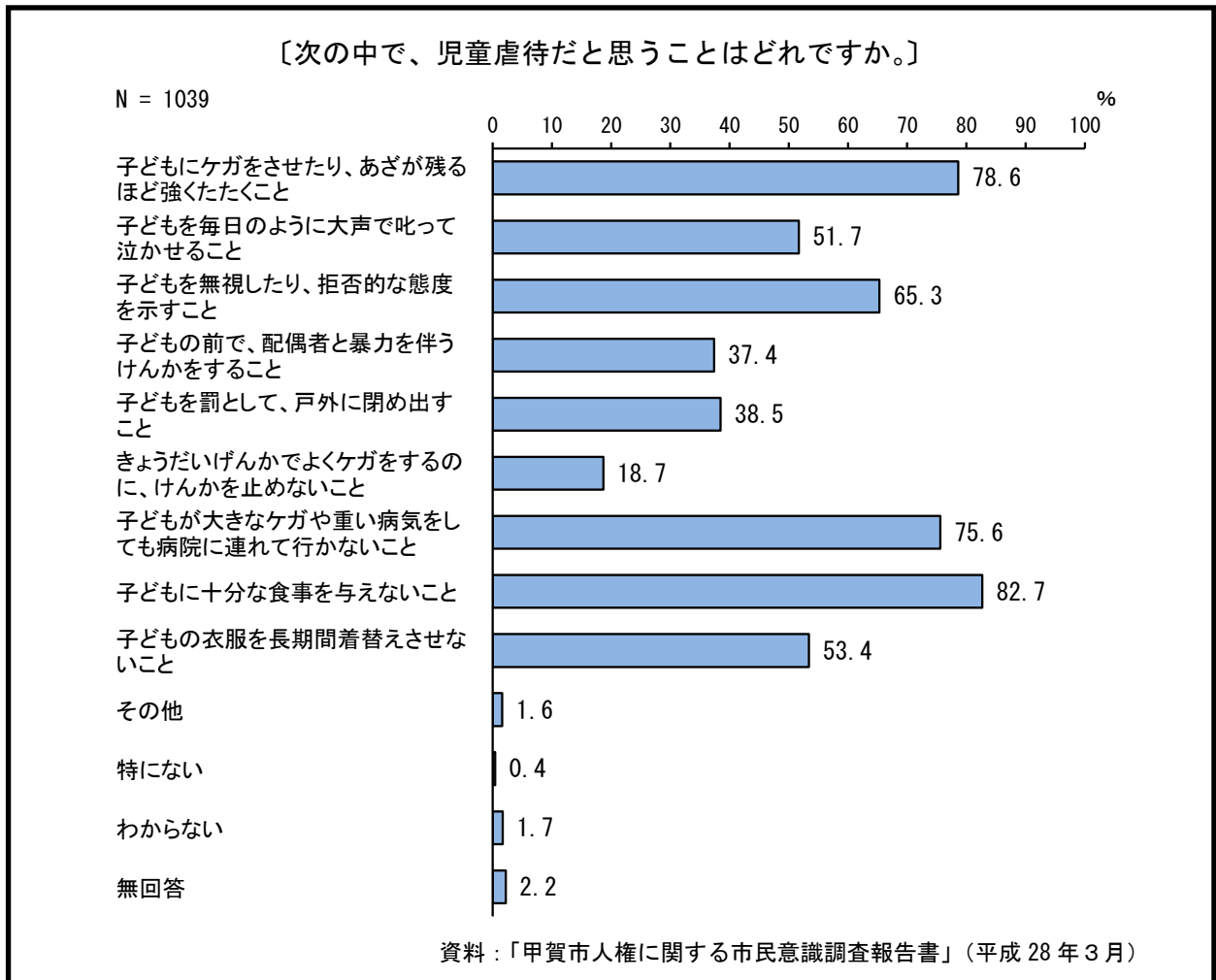
		単位：件				
		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
新規・継続 の別	新規	61	117	58	182	181
	継続	73	104	249	283	220
虐待種別	身体的虐待	33	52	75	127	129
	ネグレクト	74	130	154	189	139
	心理的虐待	25	32	69	138	122
	性的虐待	2	7	9	11	11
合 計		134	221	307	465	401

資料：甲賀市家庭児童相談室

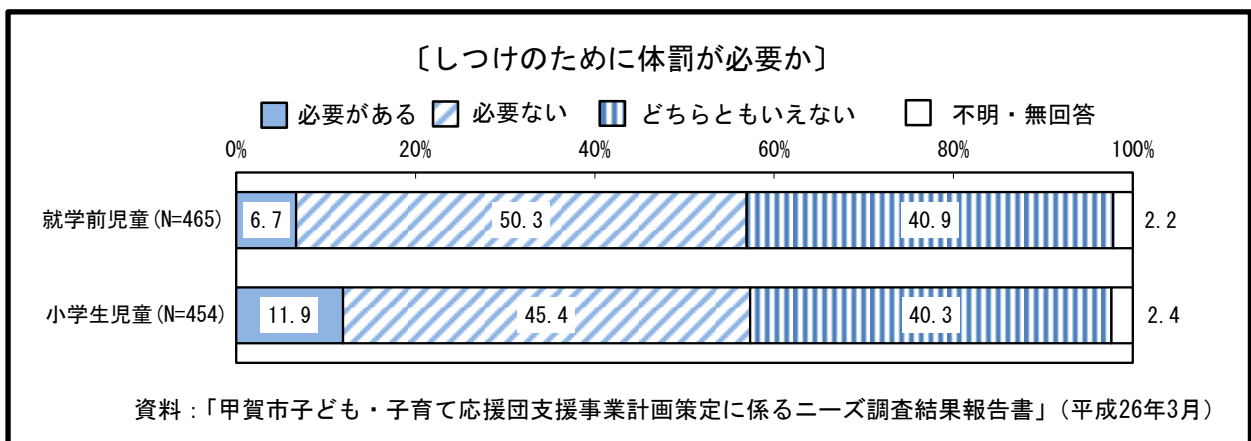
²² デートDV：交際相手からの暴力のことをいう。身体的な暴力だけでなく、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するなどの社会的暴力、傷つく言葉を言うなどの精神的暴力や性的な暴力、経済的な暴力なども含まれる。

²³ ネグレクト：虐待の種別のひとつ。子どもに対するネグレクトは育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。

児童虐待への認識として、殴る蹴るなどの身体的虐待や食事を与えないなどのネグレクトは高いものの、言葉による脅し、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなどの心理的虐待は低くなっています。



また、しつけのために体罰が必要だと思うかという問には、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「必要ない」がそれぞれ最も高く、次いで、「どちらともいえない」となっています。



いじめについては、文部科学省が定めるいじめの定義の見直しや、平成25年(2013年)9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことに伴い、いじめの認知力が向上し、いじめ認知件数は、小学校、中学校とも増加傾向となっています。

〔いじめ認知件数の推移〕

単位：件

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
小学校	1	5	50	76	85	102
中学校	0	2	16	14	54	106

資料：甲賀市教育委員会事務局

意識調査では、子どもの人権問題に関心がある人の割合は子育て世代で高く、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合が55.0%となっています（P13参照）。

輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちが、「しなやかで・心豊かに・たくましく」育つことを第一に願い、市民、企業・事業所、市民活動団体等と行政が協働・連携しながら地域全体で子ども・子育てを応援するまちづくりが必要です。

また、児童虐待やいじめ等の子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、家庭、地域、学校等の連携により、早期発見、早期対応を図り、適切に対応することが求められています。

【主な課題】

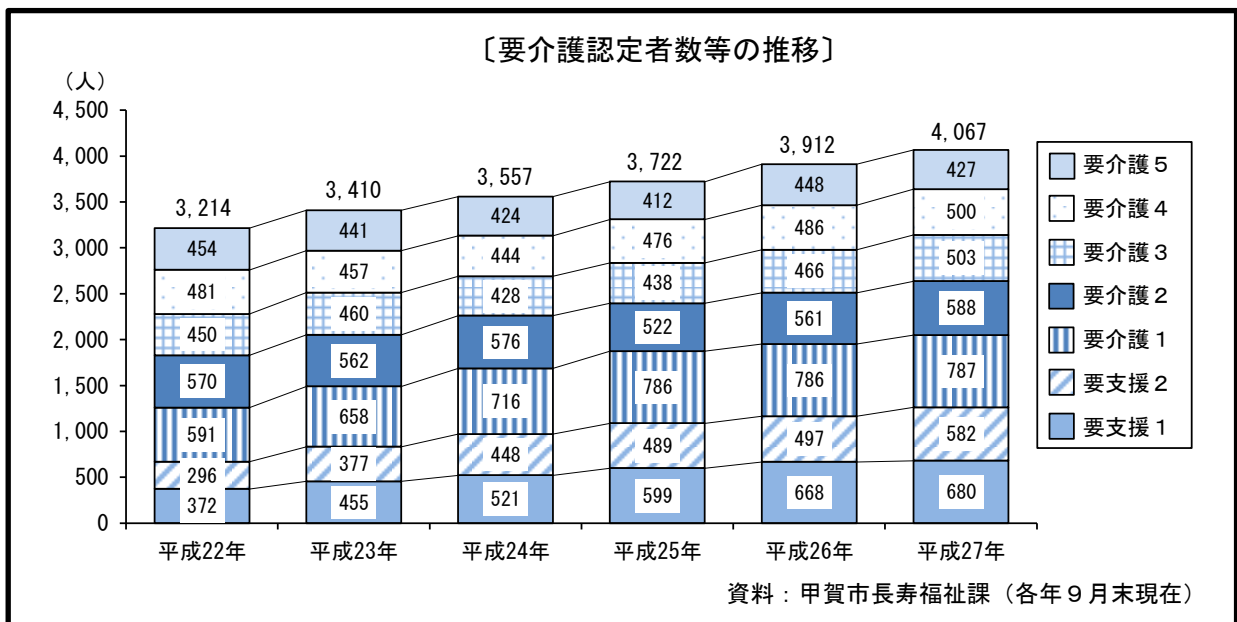
- ・児童虐待、いじめ、不登校、体罰、子どもの貧困、デートDVなど、子どもの権利に関わる問題の解消が必要である。
- ・子どもへの心理的虐待を含む児童虐待への認識を高める必要がある。
- ・子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、家庭、地域、学校、企業・事業所等と行政の協働・連携による取組が必要である。



高齢者の人権

わが国における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本市においても、平成28年(2016年)9月末日現在で、高齢化率は25.8%となっており、県平均より高くなっています。

要介護認定者等についても、高齢化の進行に伴い年々増加し、平成27年(2015年)で4,067人と平成22年(2010年)の3,214人と比べ1.26倍となっています。要介護度別では、要支援1・2の伸び率が大きくなっています。団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)には、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれており、これに向けて高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム²⁴」の構築が求められています。



国では、高齢化に対応するため「高齢社会対策基本法」・「介護保険法」・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）の一部改正」・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」などの法整備が進められ、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいをもって暮らすことができる社会の実現に向けた施策を講じています。

本市では、平成27年(2015年)3月に「甲賀市第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、計画の基本理念である「みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち あい甲賀」の実現をめざした取組を進めています。

²⁴ 地域包括ケアシステム：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。

近年、高齢者への身体的、心理的、性的、経済的虐待や高齢者の孤独死・孤立死、などが社会問題となっています。本市における、高齢者虐待相談・通報件数は、減少傾向にありますが、平成27年度(2015年度)では新規が43件、継続が7件であり、継続件数は前年度より増えています。

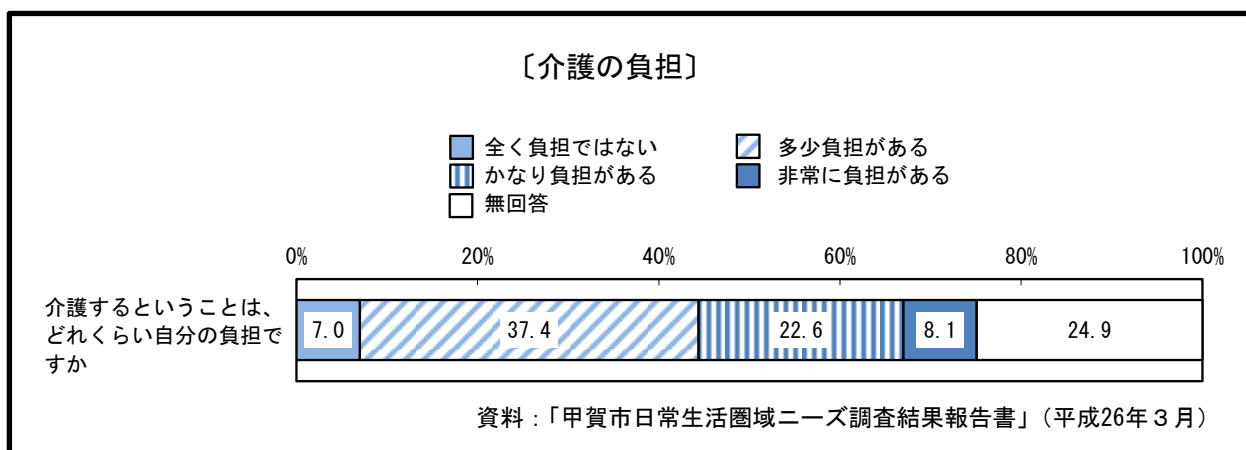
〔高齢者虐待相談・通報件数の推移〕

単位：件

	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
新規	74	81	61	55	55	43
継続	7	0	4	2	0	7
合計	81	81	65	57	55	50

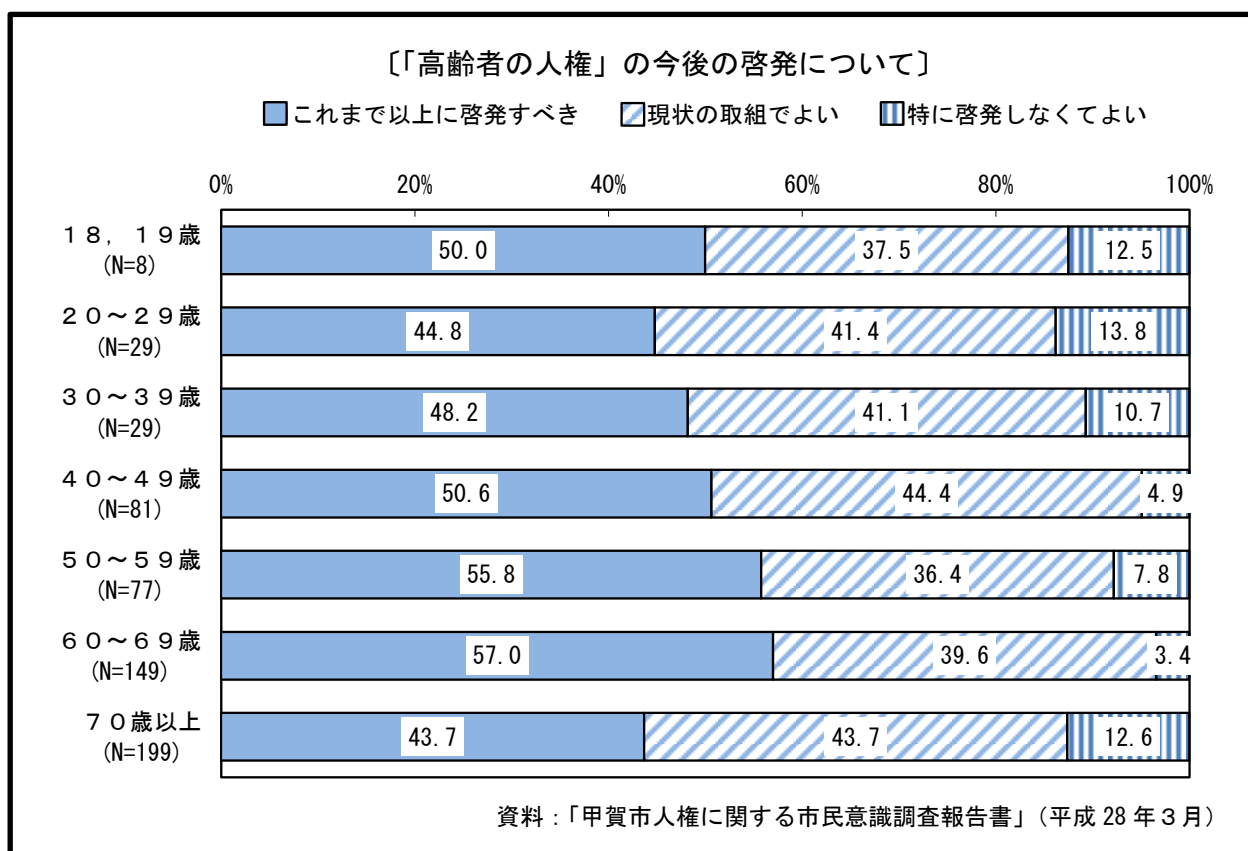
資料：甲賀市長寿福祉課

日常生活圏域²⁵ニーズ調査では、要介護認定者を介護している人への、介護をするということが、どれくらい自分の負担であるかの間に、68.1%が負担がある（「多少負担がある」と「かなり負担がある」、「非常に負担がある」をあわせた割合）と感じています。介護している人の離職も問題となっており、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、家庭・地域等と行政が連携し、高齢者のニーズにあったサービスを受けられるシステムの充実が必要です。



²⁵ 日常生活圏域：住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、身近なところでのサービス提供をめざして設定している圏域のこと。

意識調査では、高齢者の人権問題に関心がある人の割合は29.7%と高く（P12参照）、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合は50歳代で55.8%、60歳代で57.0%と高くなっています。



高齢者が、能力や経験を生かし、社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍し、いつまでも安心して暮らすことができるよう、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりや、介護が必要になっても個人として尊重され、自らの意思に基づき、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができる社会づくりが求められています。また、高齢者への虐待防止や権利擁護の利用支援を図ることが必要です。

【主な課題】

- ・ 地域全体で高齢者を支え、介護が必要になっても自らの意思に基づき、住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるシステムの充実が必要である。
- ・ 能力や経験を生かし、社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍できるよう、生きがいつくりや居場所づくりが必要である。
- ・ 高齢者への虐待や孤独死・孤立死などを防止する必要がある。



障がいのある人の人権

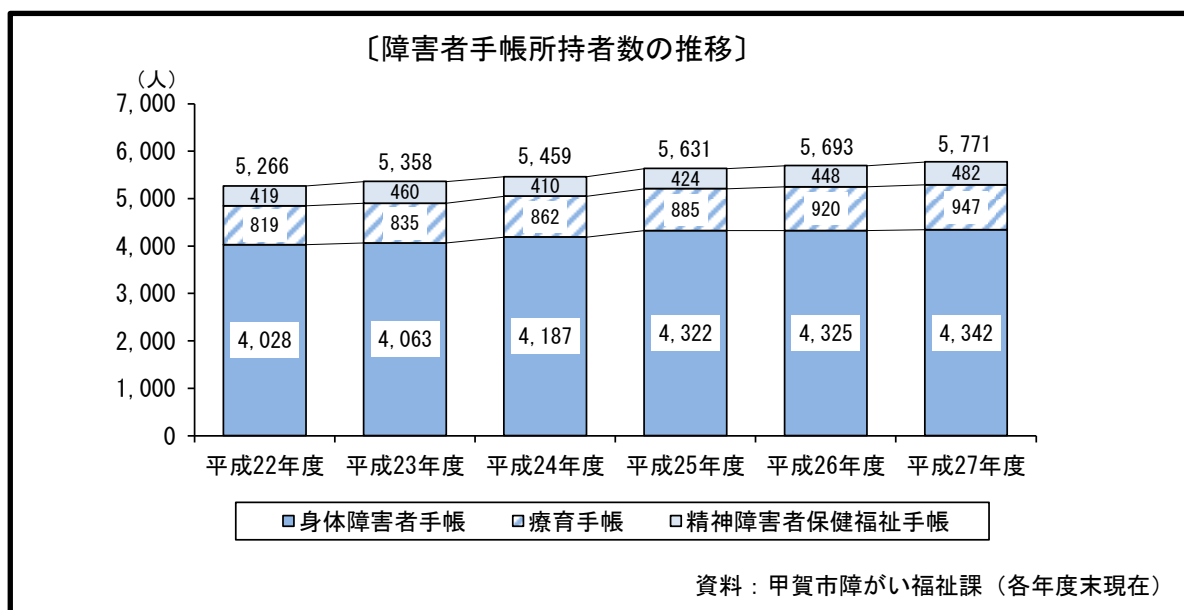
「障害者権利条約」では、障がいの有無に関わらず、誰もが社会的に孤立せず、社会の一員として社会参加できることが定められています。

国では、昭和45年(1970年)に「障害者基本法」、平成14年(2002年)に「身体障害者補助犬法」、平成24年(2012年)に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成25年(2013年)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、障がい福祉サービスの充実が図られています。さらに、平成16年(2004年)に「発達障害者支援法」、平成25年(2013年)に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立しました。

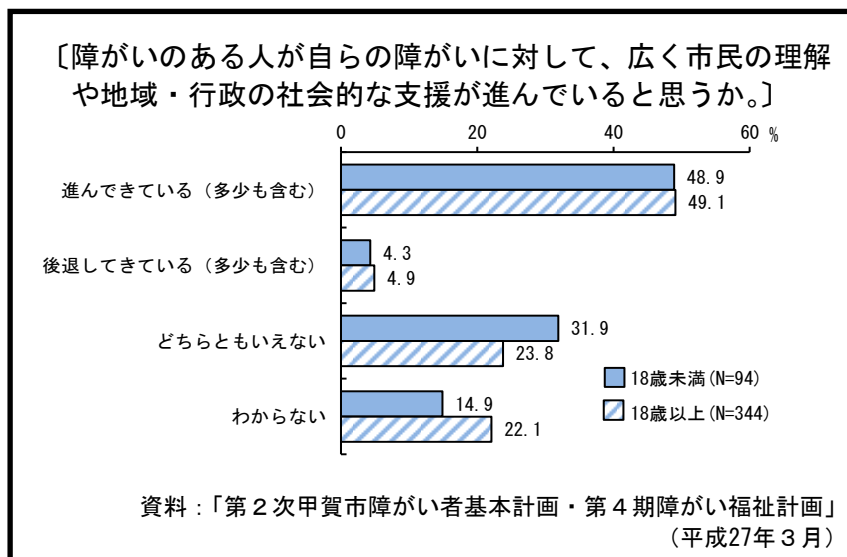
障がいのある人の人権については、「ノーマライゼーション(制度や建物の設備・構造を障がい者に配慮したものにする)」の理念のもと、障がい者施策を進めてきましたが、現実には、障がいのある人に対する理解や配慮は十分ではありません。その結果として、障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、ノーマライゼーションの理念が十分に実現されていない状態にあります。

本市では、平成27年(2015年)3月に「甲賀市第2次障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画」を策定し、「みんなで向きあい、支えあう 安心・交流・生きがいのある福祉のまち 甲賀」の理念をめざし、障がいのある人と障がいのない人が同じように生活し、社会の幅広い分野にわたって参加、活動することができるまちづくりを推進しています。

障害者手帳の所持者数は、年々増加しており、平成27年度(2015年度)で5,771人となっています。その中でも身体障害者手帳が4,342人と最も多く、療育手帳²⁶は947人、精神障害者保健福祉手帳²⁷が482人であり、いずれも増加傾向にあります。



第2次甲賀市障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画の策定に係る調査では、障がいのある人が自らの障がいに対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んでいると思うかの間に、「進んでいる（多少も含む）」が18歳未満、18歳以上とも約半数を占めています。

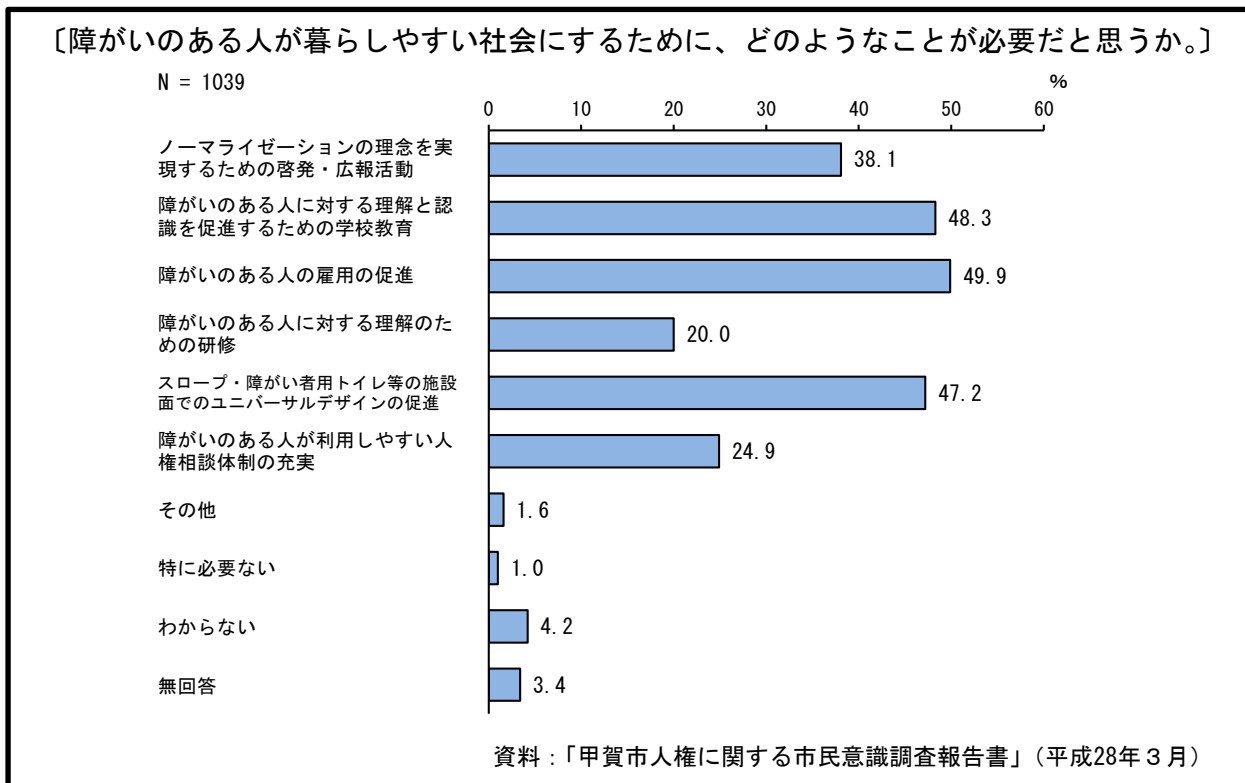


また、意識調査では、障がいのある人の人権問題に関心がある人の割合が他の人権問題に比べ最も高く32.3%となっています。また、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合は63.0%と高くなっています（P12.13参照）。

²⁶ 療育手帳：知的障がいのある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳のこと。知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うと共に、援護措置を受け易くすることを目的としている。この手帳を取得することによって、障がいの支援区分（最重度・重度（A）、中軽度（B））に応じた福祉サービスを利用できるようになる。

²⁷ 精神障害者保健福祉手帳：平成7年に改正された精神保健及び精神障害福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された手帳のこと。障がいの内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉サービスが受けられる。

障がいのある人が暮らしやすい社会にするために必要なこととして、「障がいのある人の雇用の促進」が最も高く、次いで「障がいのある人に対する理解と認識を促進するための学校教育」となっており、障がいのある人の雇用促進や、障がいのある人への理解、暮らしやすい環境づくりが求められています。



障がいのある人と障がいのない人が同じように生活し、社会の幅広い分野にわたって参加、活動することができるよう、一人ひとりに合わせたサービスが途切れないよう支援を進めるとともに、地域、学校、職場等においては、何らかの支援が必要な障がいのある人が身近にいれば、常に見守り、支援し、お互い支えあえる環境づくりが必要です。障がいのある人が、安心して健康で生活や交流ができ、個性や能力を発揮できる環境づくりが求められています。また、障がいのある人への虐待防止や権利の擁護を図ることが求められています。

【主な課題】

- ・ 障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、障がいへの理解を深めることが必要である。
- ・ 障がいのある人一人ひとりに合わせたサービス等が、ライフステージの変わり目で途切れない仕組みが必要である。
- ・ 障がいのある人が安心して健康で生活や交流ができ、個性や能力を発揮できる環境の整備が必要である。
- ・ 障がいのある人への虐待防止、権利擁護を図る必要がある。



同和問題

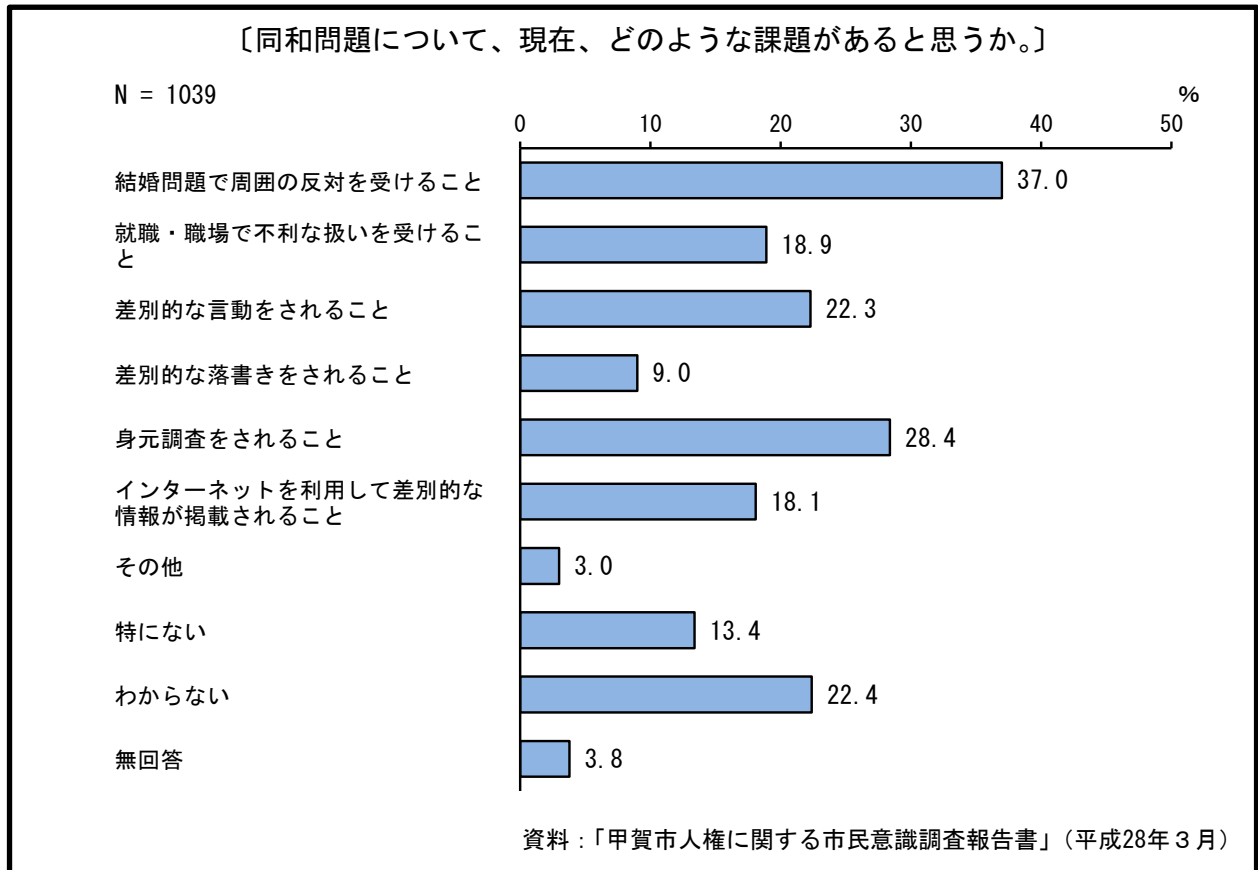
昭和40年(1965年)の国の同和対策審議会答申で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」との基本的認識により、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である。」として位置づけられました。この答申を受け、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後、33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策として、生活環境の改善、産業の振興、雇用の促進と職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進などに関する事業が総合的に推進されてきました。

本市では、同和問題の解決を図るため、特別措置法の失効後においても地域の実状を踏まえて各事業を実施してきました。その結果、生活環境の面で、他の地域との格差は大きく改善されました。また、平成20年(2008年)5月に策定した、「甲賀市同和対策基本計画」に基づき、自立と自己実現を達成するため、地域福祉、保健・医療、住宅・まちづくり、就労、教育の分野での取組を推進し、これまでの特別施策から、一般施策への移行を進めてきました。その中でも、課題のある就労や生活及び結婚・就職・不動産等における差別に対しては、引き続き、相談体制を確保するとともに、自立に向けた支援や教育・啓発を行う必要があります。

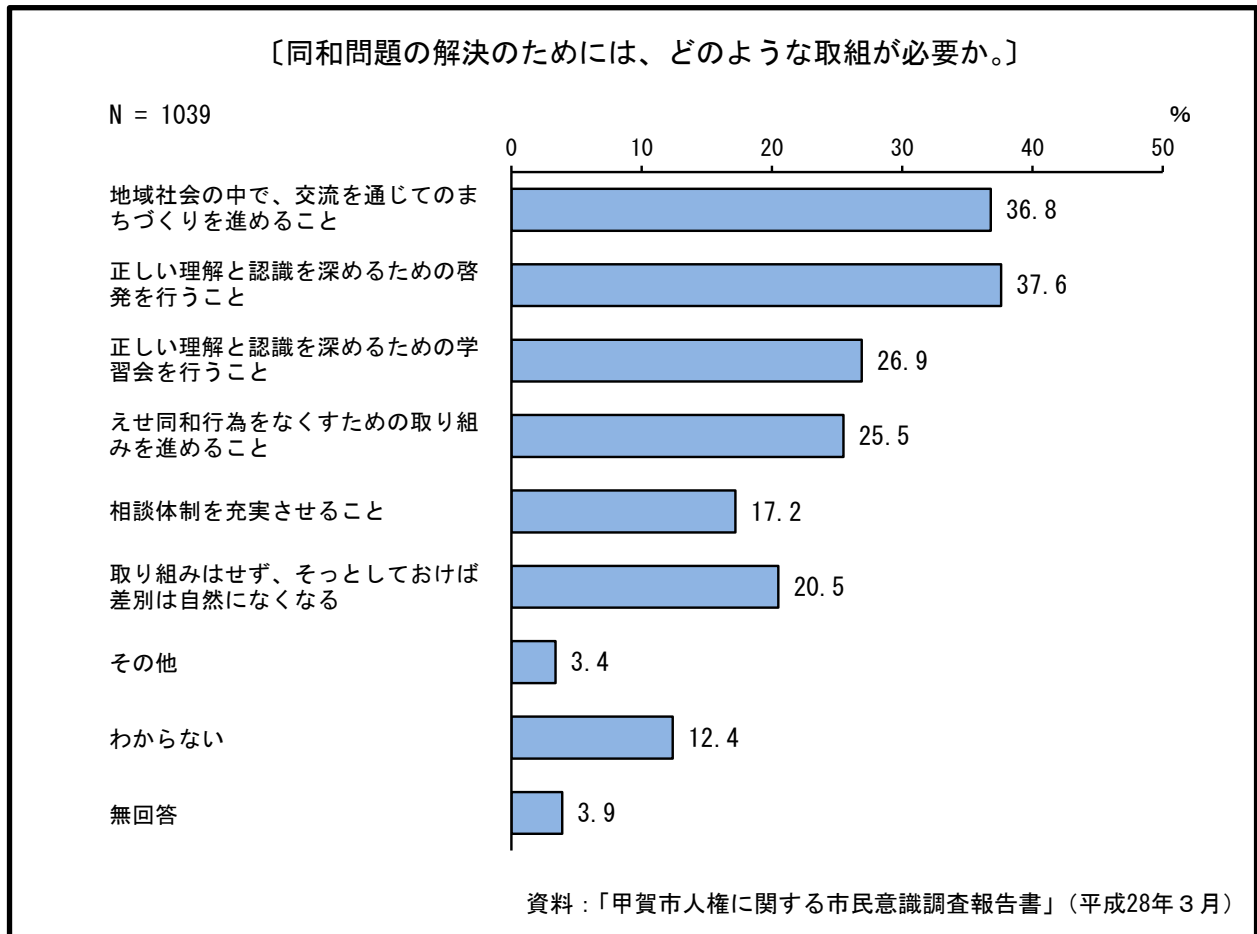
また、引き続き地域総合センターでは、住民交流や子どもの学習支援、人権尊重のまちづくりの拠点としての役割を果たすことが必要となっています。

同和問題については、教育・啓発や各種人権に係る市民活動団体のさまざまな取組により、多くの市民に一定の理解を得られるようになりましたが、意識調査では、現在、どのような課題があると思うかの間に、「結婚問題で周囲の反対を受けること」「身元調査をされること」の順になっており、いまだに心理的差別が解消されていないことがうかがえます。

また、インターネット等により、特定の地域の名称や所在地の情報を流布する事例や、同和問題を利用して不正な利益を得る「えせ同和行為」も発生しています。



意識調査では、これら心理的差別の解消を含む、同和問題の解決のためにどのような取組が必要かの間に、「正しい理解と認識を深めるための啓発を行うこと」「地域社会の中で、交流を通じてのまちづくりを進めること」「正しい理解と認識を深めるための学習会を行うこと」が多くなっています。



同和問題の早期解決をめざして、正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消することが必要であることから、今後も、人権尊重のまちづくりへの実践につながるよう、教育・啓発を充実することが求められています。

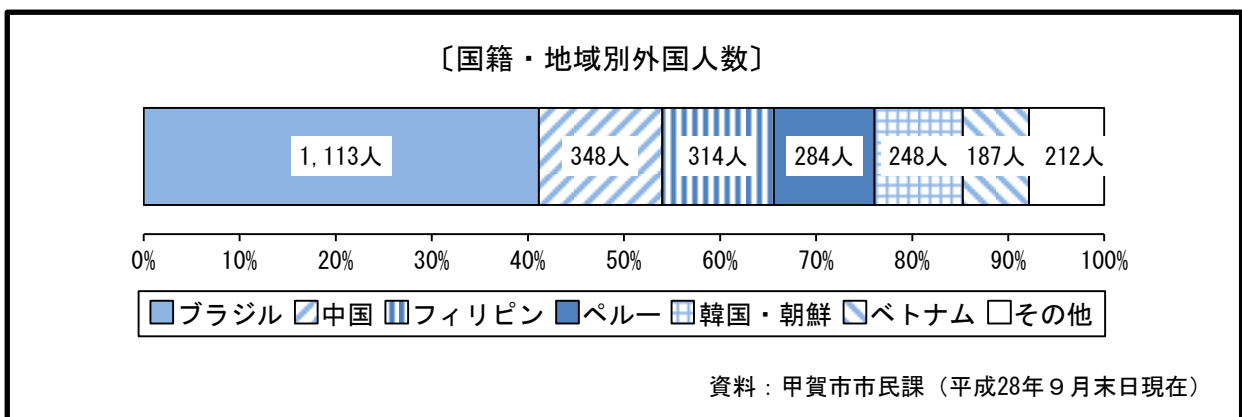
【主な課題】

- ・ 同和問題についての偏見や差別意識の解消に向けた正しい知識と理解を深めることが必要である。
- ・ 結婚や就職等における差別の解消に取り組む必要がある。
- ・ 同和問題を利用して不正な利益を得る「えせ同和行為」に毅然として対応する必要がある。



外国人の人権

平成27年(2015年)末現在における日本の在留外国人数は、223万2,189人で、平成20年(2008年)のリーマンショック²⁸で一時減少したものの平成24年(2012年)以降は、年々増加しています。本市では、平成2年(1990年)頃から外国人の転入者が急増し、ピーク時には全人口に占める外国人の割合が3%を超え、全国的にも高い水準に達しました。平成28年(2016年)9月末日現在において、2,706人の外国人が生活しており、国籍・地域別にみるとブラジルが41.1%で半数近くを占め、中国12.9%、フィリピン11.6%の順となっています。ブラジルをはじめ南米から多くの日系人とその家族が居住し、当初は短期滞在者が多くみられましたが、近年では定住化が進んでいます。



日本国憲法で規定する基本的人権の保障は、日本国民のみを対象と解釈されているものを除き、日本に在留している外国人に対しても等しく及ぶものとされています。

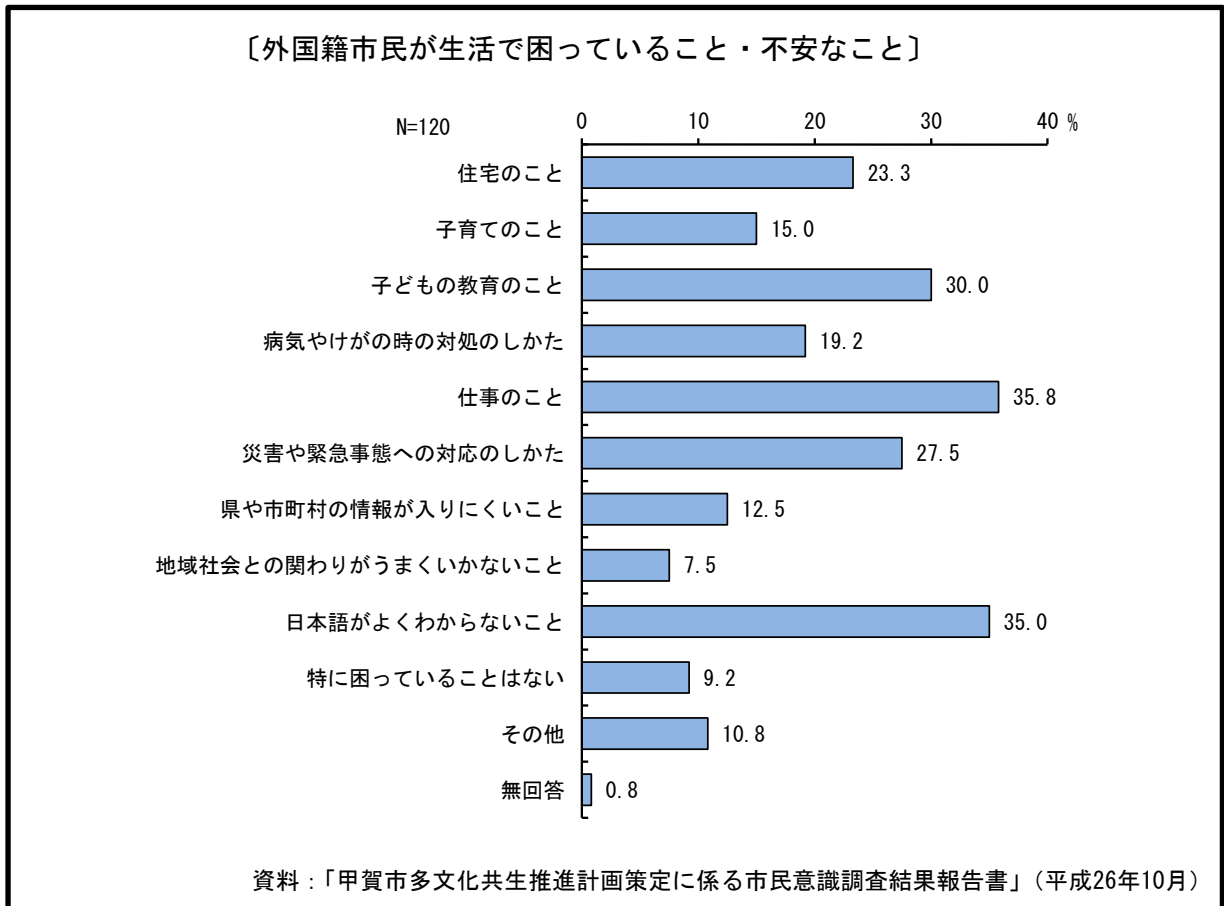
しかし、言語、文化、習慣、価値観の相互理解が不十分であることなどに起因して、外国人に対する偏見や人権問題が生じています。

また、近年においては、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ²⁹が社会的に大きな問題となっています。

²⁸ リーマンショック：アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象のこと。

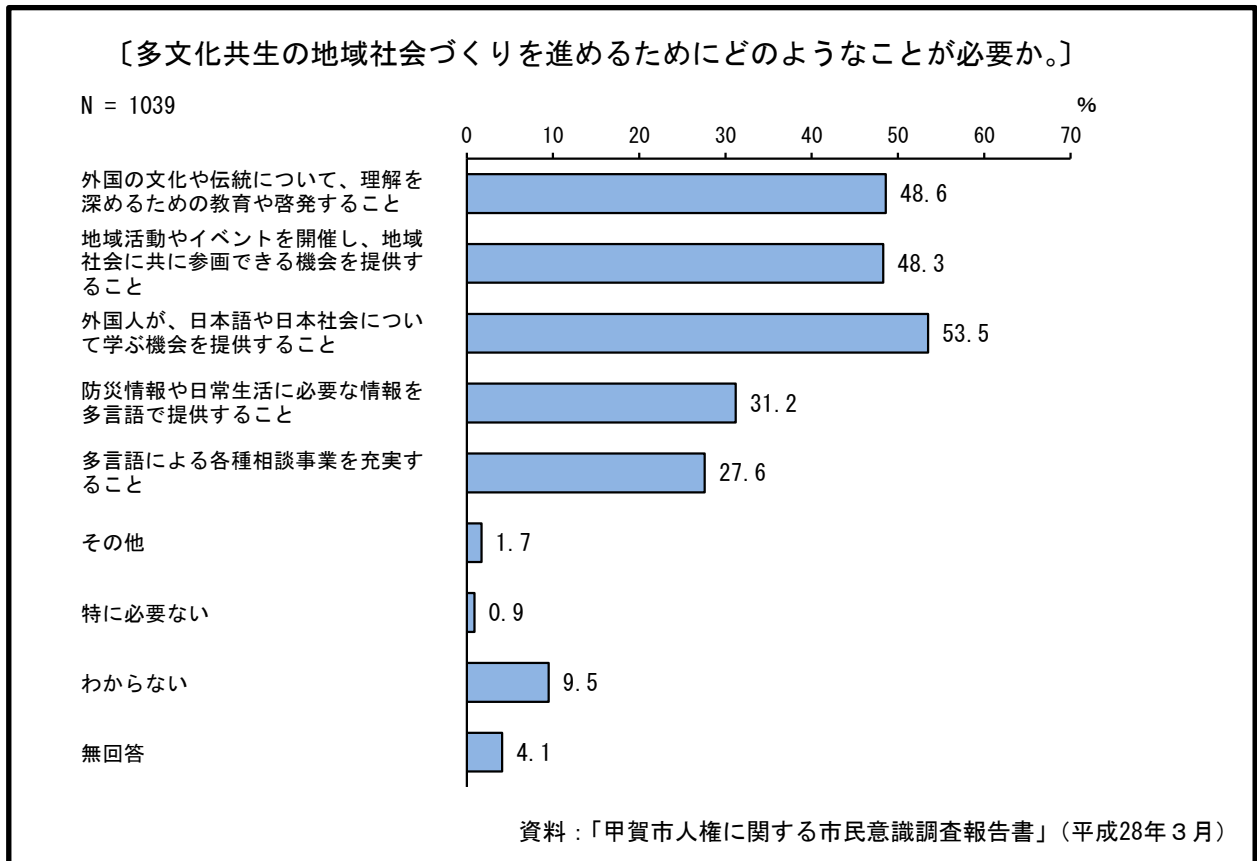
²⁹ ヘイトスピーチ：人種、出身国、思想、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

「甲賀市多文化共生推進計画策定に係る市民意識調査」では、外国人は、普段の生活で「仕事のこと」や「日本語がよくわからないこと」に困ったり、不安に感じており、就労、住宅の入居、医療等、言葉の違いにより本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、生活習慣の違いから起こる近隣住民とのトラブルも見受けられます。さらに、子どもの学力や進路保障も問題となっています。



意識調査では、外国人の人権に関心がある人の割合が8.9%と他の人権問題と比べ低くなっており、啓発については、現状の取組でよいと答えた人の割合が53.8%となっています（P12.13参照）。

外国人と日本人がお互いに理解を深め、多文化共生の地域づくりを進めるために必要なこととして、「外国人が、日本語や日本社会について学ぶ機会を提供すること」の割合が53.5%と最も高く、次いで「外国の文化や伝統について、理解を深めるための教育や啓発すること」の割合が48.6%、「地域活動やイベントを開催し、地域社会に共に参画できる機会を提供すること」の割合が48.3%となっています。



外国人が地域で安心して生活ができる環境整備を進めるとともに、日本人も外国人も互いにコミュニケーションを深め合いながら、理解し合い、支え合える関係を築き、共に活躍できる地域づくりが求められています。

【主な課題】

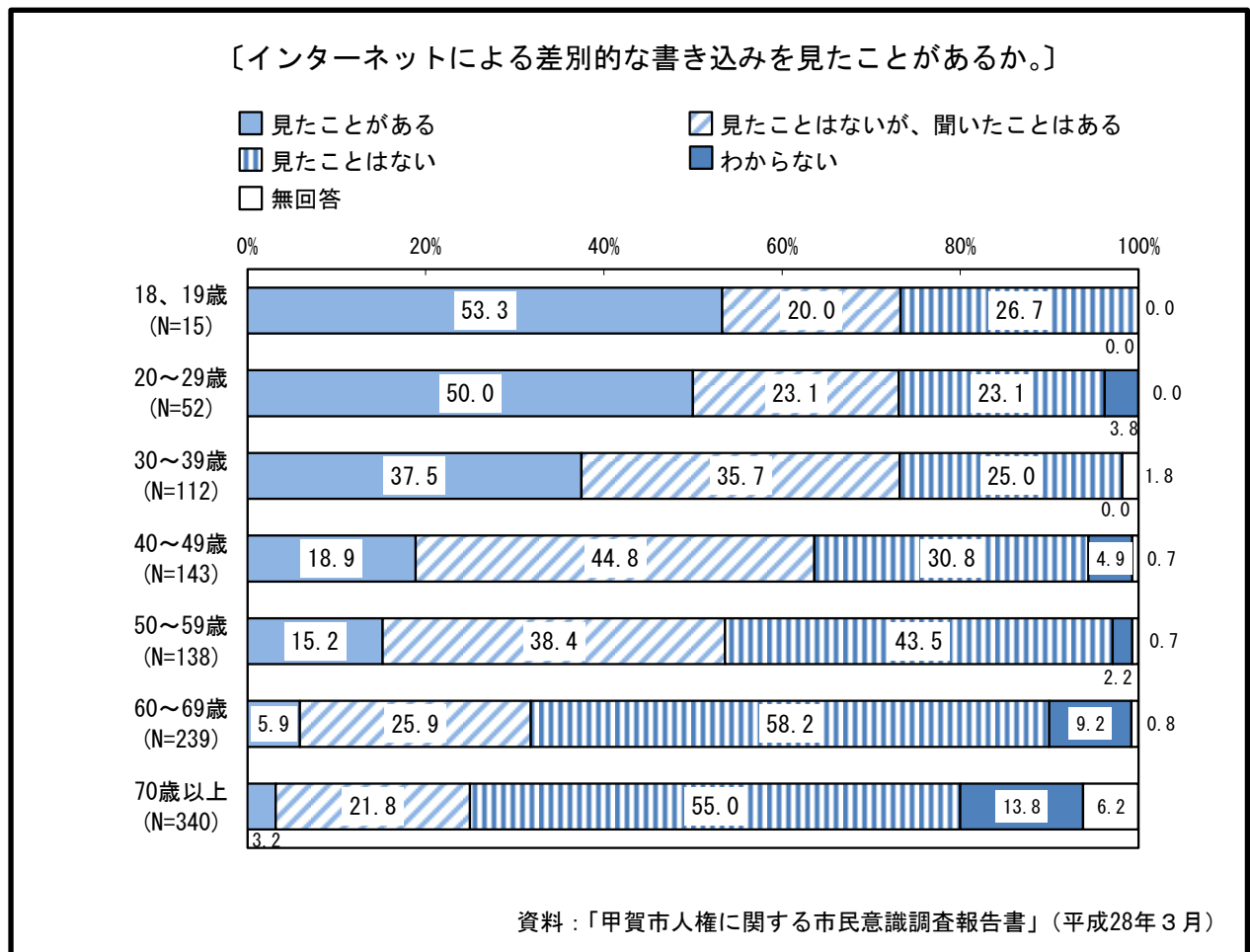
- ・ 外国人が地域で安心して生活ができる環境の整備が必要である。
- ・ 日本人と外国人が、お互いに理解し支え合える関係を築く必要がある。
- ・ 子どもの学力や進路を保障する必要がある。



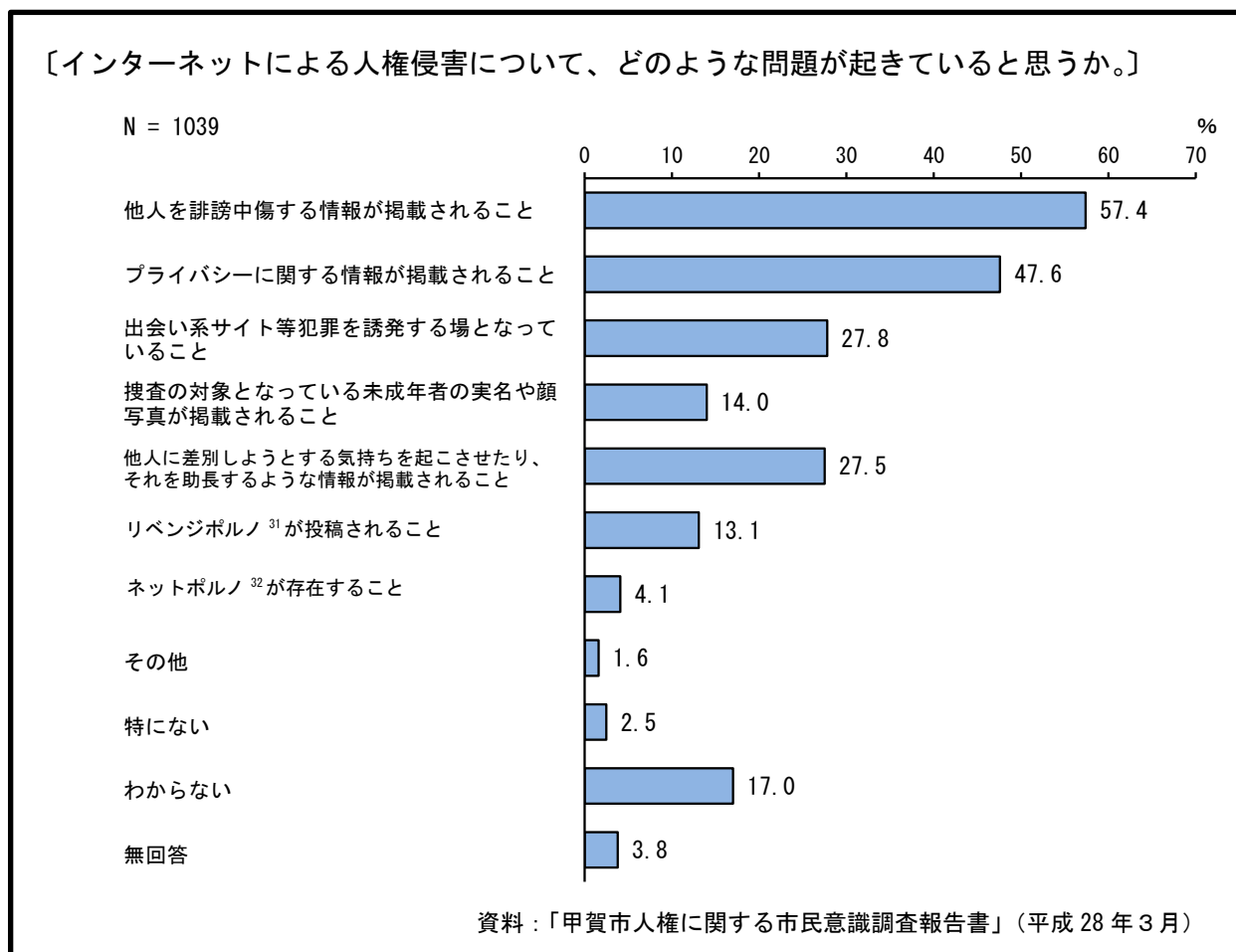
インターネットによる人権侵害

高度情報化社会の急速な進展に伴い、だれもが手軽に情報の収集・発信ができるスマートフォンなどが普及し、インターネットの利用者数が近年、急速に増加しています。インターネットが普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まった一方で、相手が見えない状況での人権侵害が発生しています。

意識調査では、インターネットによる差別的な書き込みを見たことがある人について、年齢層が高くなるほど、「見たことはない」の割合が高く、若い世代では半数が「見たことがある」と答えています。



インターネットによる人権侵害について、問題が起きていると思うこととして、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」の割合が57.4%と最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」が47.6%、「出会い系サイト³⁰等犯罪を誘発する場となっていること」が27.8%となっています。インターネットによる人権侵害に関心がある人の割合は23.4%となっており、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合は77.9%と高くなっています（P12.13参照）。

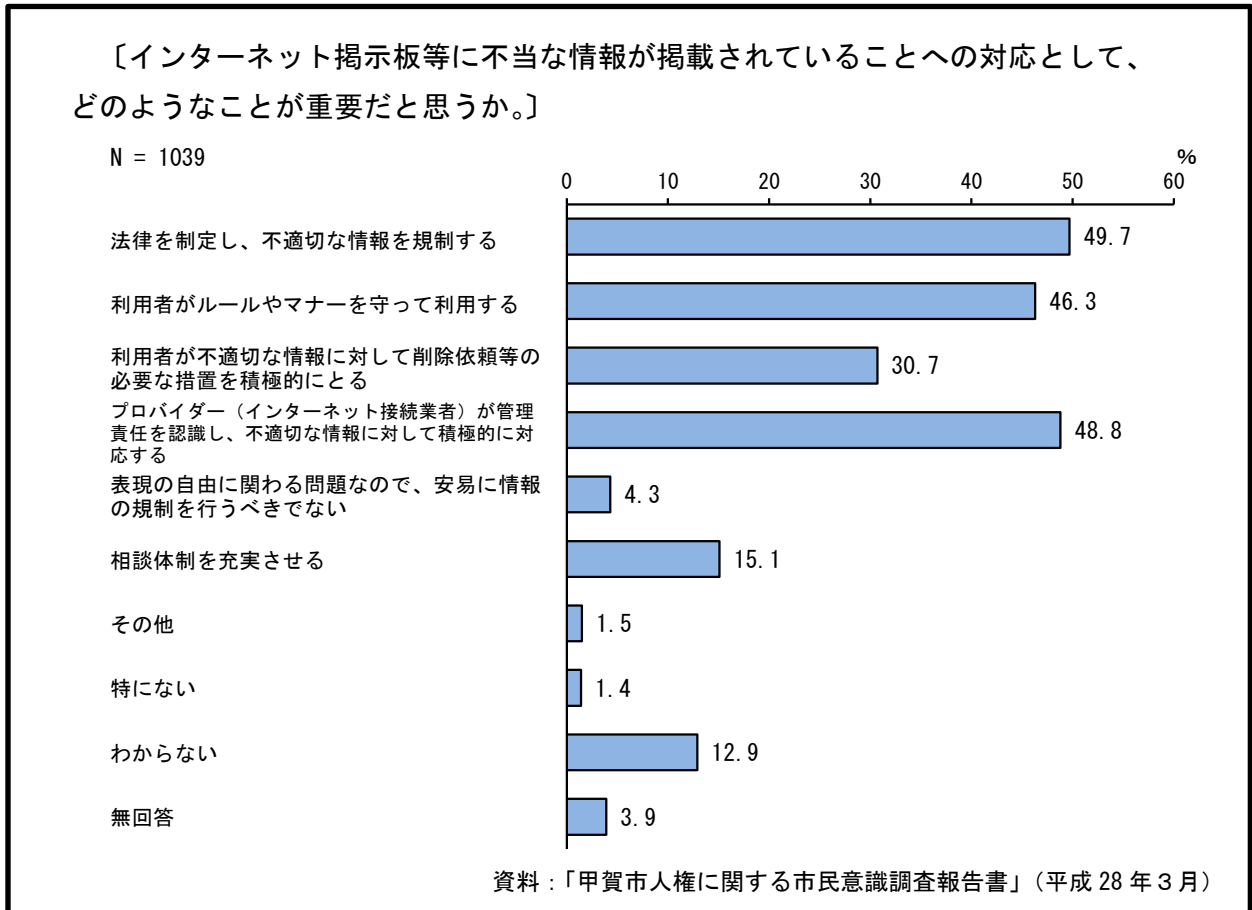


³⁰ 出会い系サイト：面識のない異性との交際を希望する者の求めに応じて、情報をインターネット上の掲示板に掲載するサービスを提供するウェブサイトのこと。

³¹ リベンジポルノ：別れた配偶者や恋人に対する嫌がらせ行為の一種。親密であったときに撮影したり、もらったりして所持していた相手の下着姿や裸などのプライベートな写真や動画をインターネット上に公開することや、公開されたデータそのものをさす。報復や仕返しを意味するリベンジと、ポルノグラフィーを組み合わせた造語のこと。

³² ネットポルノ：インターネットのホームページ上でポルノビデオや写真などを公開したり販売したりすること。

インターネット掲示板等に不当な情報が掲載されていることへの対応として、「法律を制定し、不適切な情報を規制する」の割合が49.7%と最も高く、次いで「プロバイダー（インターネット接続業者）が管理責任を認識し、不適切な情報に対して積極的に対応する」の割合が48.8%、「利用者がルールやマナーを守って利用する」の割合が46.3%となっており、インターネットの規制や利用者マナーの向上を求める割合が高くなっています。



このようなことから、個人情報保護の体制強化や、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるとともに、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発や学習機会が必要です。

また、インターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対する相談窓口の周知も必要となっています。

【主な課題】

- ・ 個人情報の保護やインターネット上での人権侵害に対する意識を高める必要がある。
- ・ インターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題についての相談窓口の周知が必要である。

その他さまざまな人権問題

① 性的マイノリティ

性同一性障がいのある人や性的指向にかかる同性愛者・両性愛者等の性的マイノリティ³³の人々に対する偏見や差別があります。

性同一性障がいのある人は、生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しないために、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の中での無理解や偏見により、強い精神的な負担を受けています。

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）を指します。同性愛者・両性愛者の人々は、少数者であるがために、偏見や差別が起きています。

性的マイノリティの人々に対する知識や理解がまだまだ低い中、正しい認識を深め、生活におけるさまざまな面で、多様な性のあり方を受け入れる社会の実現に向けた啓発活動が必要となります。

② 犯罪被害者とその家族

近年、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が、大きな高まりを見せています。

犯罪被害者やその家族が負う被害には、犯罪による直接的な被害だけでなく、周囲の人々のうわさ話やマスメディアの行き過ぎた報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活への侵害によるストレスといった二次被害もあり、その深刻さが問題となっています。

国では、平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための施策を実施していますが、各種の支援体制は十分とはいえず、今後も行政・司法・民間団体等が連携を図り、犯罪被害者やその家族の支援に取り組む必要があります。

³³ マイノリティ：社会の権力関係において、その属性が少数派に位置する者の立場やその集団のこと。

③ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の人々には根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居の確保が困難になるなど、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、地域、企業・事業所など周囲の人々の理解と協力が必要となります。刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰につなげるための取組や啓発を積極的に推進する必要があります。

④ HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみにより、HIV感染者やハンセン病患者などの感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や元患者、家族に対するさまざまな人権問題が生じています。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障がいの特徴とする疾患であり、エイズウイルス(HIV)によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識をもつことにより予防できる病気です。青少年をHIV感染症から守るためにも性教育を含めた正しい知識の啓発が必要です。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。ハンセン病は治る病気となり、「らい予防法」は廃止されましたが、いまだに療養所入所者や家族への差別や偏見が根強く残っており、これが入所者の社会復帰を妨げる要因となっていることは否定できません。

こうしたHIV感染者やエイズ患者、ハンセン病患者に対する誤解と差別の解消は、いまだ十分とは言えず、正しい知識を広く普及するための啓発が必要です。

⑤ その他

その他の人権問題としては、アイヌの人々の人権、北朝鮮当局による拉致された被害者等の人権、ホームレスの人の人権、人身取引のほか、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災に起因する風評被害³⁴、避難先での差別的な扱いなどが生じています。

従来から認識されていた人権問題だけでなく、常に社会の動向を把握し、新たな人権問題が生じていないか見極め、正しく理解し、迅速かつ適切に対応できる社会を実現することが求められています。そのためには、関係機関や市民活動団体等との情報交換、連携・協力体制の強化を図ることが必要となります。

また、「ひきこもり」のように、これまでの人権の枠組みだけでは対応の難しい社会問題も発生していることから、対応を検討する必要があります。

【主な課題】

- ・さまざまな人権問題があることの周知が必要である。
- ・新たな人権課題に対する、正しい理解の啓発や、迅速かつ適切に対応できる体制が必要である。

³⁴ 風評被害：風評（世間であれこれ取りざたされること。うわさ）によって、経済的な被害を受けること。